

石西礁湖サンゴ礁基金について

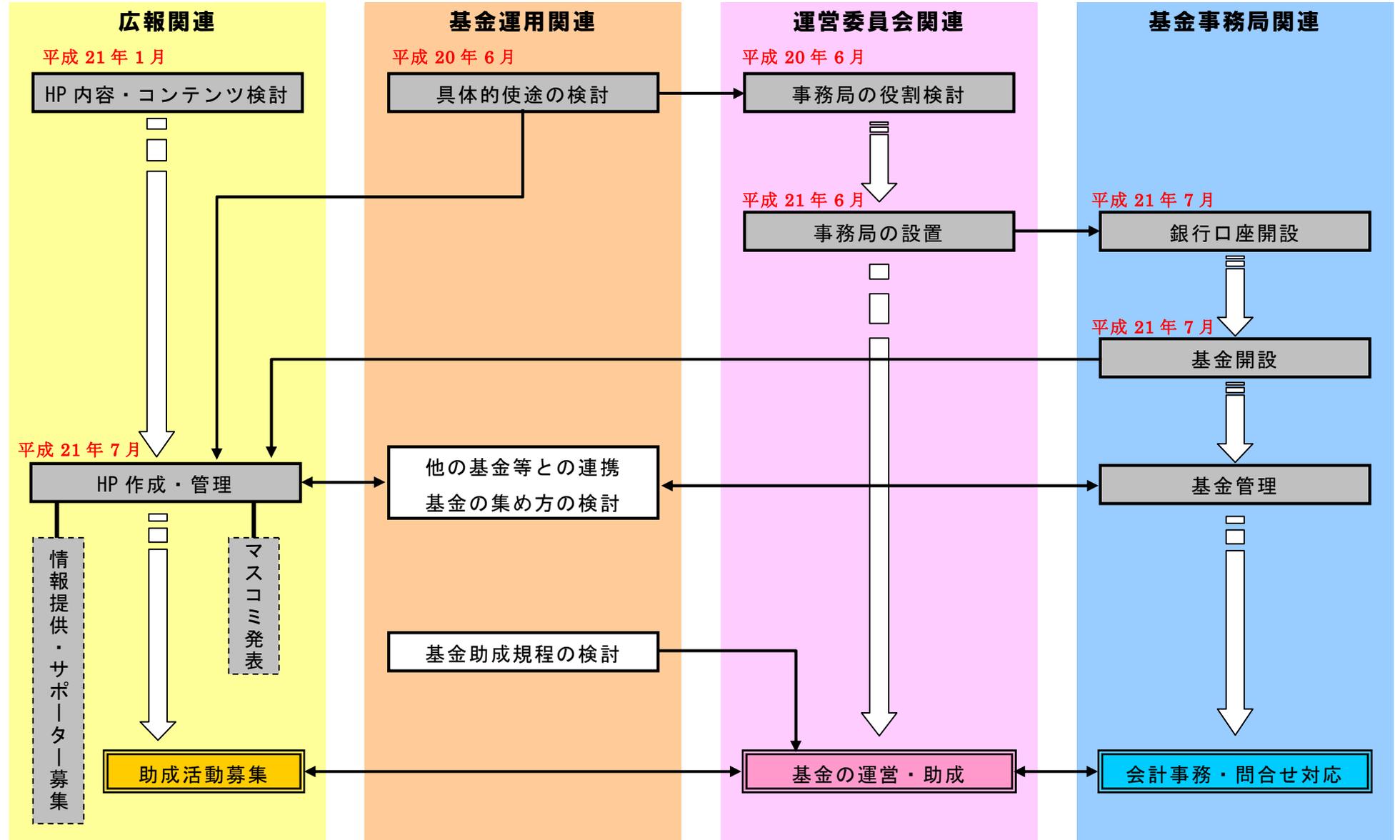
1.石西礁湖サンゴ礁基金運用に係るこれまでの経緯	2
2. 石西礁湖自然再生協議会における承認事項	5
①石西礁湖サンゴ礁基金事務局の選定	5
②石西礁湖サンゴ礁基金事務取扱規程（改正案）	6
③オンライン寄付サイト Give One への登録	7
④2009 年度収支見積もり	8
⑤2010 年度暫定予算	8
⑥石西礁湖サンゴ礁基金助成	9

1.石西礁湖サンゴ礁基金運用に係るこれまでの経緯

年月	内容
平成 18 年 2 月	石西礁湖自然再生協議会が発足 第 1 回 石西礁湖自然再生協議会開催
平成 19 年 12 月	第 6 回 石西礁湖自然再生協議会 ●第 1 回 グループディスカッション ・基金事例の紹介。 (赤土流出抑制流域経営システム、ヨロン島サンゴ礁基金)
平成 20 年 3 月	第 7 回 石西礁湖自然再生協議会 ●第 2 回 グループディスカッション ・行動計画は作成せず基金システムを構築することを確認。 ・赤土流出抑制に向けた基金に関する研究の紹介。
平成 20 年 6 月	第 8 回 石西礁湖自然再生協議会 ●第 3 回 グループディスカッション ・基金名が「石西礁湖サンゴ礁基金」に決定。 ・「寄付金等細則」(案)について議論。
平成 20 年 10 月	第 9 回 石西礁湖自然再生協議会 ●第 4 回 グループディスカッション ・「寄付金等細則」について協議会で承認。 ・第 1 期運営委員候補を選出し、協議会で承認。 ・基金の事務局、口座、サンゴサポーターについて検討。
平成 21 年 1 月	第 10 回 石西礁湖自然再生協議会 ●第 5 回 グループディスカッション ・基金の事務局、口座開設について検討。 ・基金ホームページのコンテンツ等について検討。
平成 21 年 2 月	●第 1 回 資金メカニズムグループワークショップ ・基金の事務局、口座開設について検討。 ・基金ホームページのコンテンツ等について検討。
平成 21 年 5 月	●第 2 回 資金メカニズムグループワークショップ ・事務局作業は、口座管理にとどめることを確認。 ・美ら海・美ら山募金との連携による事務局業務の打診。 ・基金ホームページ案について検討。

年月	内容
平成 21 年 6 月	<p>第 11 回 石西礁湖自然再生協議会</p> <p>●第 6 回 グループディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期運営委員候補、基金監査候補を選出し、協議会で承認。 ・基金事務局候補を提案し、協議会終了後に運営委員会を開催し、運営委員会にて基金事務局を選定することを報告。 ・「石西礁湖サンゴ礁基金事務取扱規定（案）」が提案され、修正を加えるとともに、運営委員会にて選定した基金事務局により口座開設の手続きを進めることを報告。 ・ホームページ案について紹介。 <p>●第 1 回 石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会にて基金事務局（吉田氏、鷺尾氏）を選定。 ・運営委員会において代表を選出し、今後議決をメールで行うことを確認。
平成 21 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「石西礁湖サンゴ礁基金事務取扱規定」を策定。 ・基金口座開設。 ・ホームページ開設。
平成 21 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン寄付サイト Give One への登録。
平成 21 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKによる、石垣市のオニヒトデ駆除のテレビ放送において、基金を紹介。
平成 21 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・基金のリンク貼付、覚書についてメールリングリストで検討。
平成 22 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・社会起業見本市出展（主催：経済同友会、後援：パブリックリソースセンター） <p>●第 3 回 資金メカニズムグループワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金額の報告。 ・「石西礁湖サンゴ礁基金助成規程（案）」及び助成方法、助成手順等について検討。 ・事務費の取扱について検討。 ・今後、基金を集める手法と広報について検討

資金メカニズムグループの活動プロセス



2. 石西礁湖自然再生協議会における承認事項

①石西礁湖サンゴ礁基金事務局の選定

<石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則>（参考資料1）

第5条第1項：運営委員会は、基金事務局の選定、及び寄付金等の
使途を審議し決定する。

第6条第1項：協議会は、基金の事務を円滑に行うために基金事務
局を設置し、次の実務を担当する。

役職	名前	所属
基金管理者	吉田 稔	石西礁湖自然再生協議会会長代理
基金事務担当	鷺尾 雅久	資金メカニズムグループ

②石西礁湖サンゴ礁基金事務取扱規程(改正案)

石西礁湖サンゴ礁基金事務取扱規程（改正案）

(趣旨)

第1条 この規程は、石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則第3条に基づき設置する「石西礁湖サンゴ礁基金」(以下「基金」という。)の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所在)

第2条 基金の事務所は、沖縄県石垣市新栄町51-28に置く。

(基金事務局)

第3条 基金事務局は、石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会(以下、「運営委員会」という。)が石西礁湖自然再生協議会委員または八重山圏所在の団体の中から選定する。

(基金管理者)

第4条 基金に基金管理者を置く。基金管理者は、基金名義の銀行等口座の管理を行う。

2 基金管理者は、基金事務局の中から運営委員会が選任する。

(少額支出の取り扱い)

第5条 石西礁湖自然再生協議会の承認を受けた予算額の範囲内での基金運営費及び広報費の支出の権限は、石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会代表に委任する。(ただし、予定金額1万円以下のものに限る)

付則

この規程は、平成21年7月15日より施行する。

付則

この規程は、平成22年2月19日より施行する。(注：第5条追加)

③オンライン寄付サイト Give One への登録

1.経緯

- ・NHKの「難問解決！ご近所の底力」で、オニヒトデ対策の資金集めの方法として石西礁湖サンゴ礁基金を取り上げたいと提案があった。
- ・寄付金集めの手法として、Give One を紹介された。

2.Give One を利用することについて

- ・寄付者の意思で寄付額、寄付先が選べる。
- ・クレジットカード決済ができる。
- ・会員マイページを設け、メールマガジンの配信サービスがある。
- ・寄付金総額の10.5%を手数料として Give One に支払う必要がある。

④2009 年度収支見積もり (2009.6～2010.3)

(収入)

科	目	収入見込	収入済	摘 要
寄付金		800,000	597,624	
	現金、口座振り込み	500,000	383,124	
	オンライン	300,000	214,500	Give One サイト経由 オニヒトデ対策への使途指定寄付
計		800,000	597,624	

(支出)

科	目	支出見込	支出済	
運営費		100,000	47,756	
	備消耗品費	30,000	13,406	基金角印、ゴム印、封筒等
	通信費	20,000	2,320	領収書、ダイレクトメール等送付
	手数料等	45,000	32,030	Give One 手数料等
	雑費	5,000	0	
次年度繰越		700,000	0	
計		800,000	47,756	

(注) 収入済・支出済は 2010.1 月末現在

⑤2010 年度暫定予算(2010 年 4 月～6 月)

(収入)

科	目	収 入	摘 要
前年度繰越		700,000	
寄付金		299,000	
	現金、口座振り込み	199,000	
	オンライン	100,000	
雑収入		1,000	
計		1,000,000	

(支出)

科	目	支 出	摘 要
助成費		800,000	2 件程度
運営費		100,000	
	備消耗品費	30,000	送付用封筒、事務用品
	通信費	20,000	礼状、領収書送付、ダイレクトメール送付
	手数料等	45,000	Give One 手数料等
	雑費	5,000	
広報費			
	印刷費等	100,000	リーフレット等印刷
支出計		1,000,000	

⑥石西礁湖サンゴ礁基金による活動助成

1. 対象

当面は、石西礁湖自然再生協議会の委員であり、自然再生に関する取組を実施しようとする者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、自然再生の活動に参加しようとする者を対象とする。

2. 助成対象

1) 助成活動分野

石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則第4条に既定され、石西礁湖自然再生事業に関するサンゴ礁の保全・再生に関わる以下の活動分野を対象とする。

- (1) 攪乱要因の除去
- (2) 良好な環境創成
- (3) 持続可能な利用
- (4) 意識の向上・広報啓発
- (5) 調査研究・モニタリング
- (6) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること

※但し、政治的・宗教的な活動、申請団体が実施主体ではない活動、他の団体・個人への助成を行う活動、特定の事業者や個人の利益に寄与する活動などは対象としない。

2) 活動の対象地域

石西礁湖自然再生の対象区域（石垣島・西表島・石西礁湖内の島々の周辺海域及び陸域）

3. 助成期間

平成22年4月1日より最大1年以内で助成対象の活動期間

4. 助成金

1) 助成額

今回の助成額は総額80万円（見込み）とする。複数件を助成する予定である。

2) 助成の対象となる費用

- (1) 謝金・賃金（常勤職員の賃金を除く）
- (2) 交通費
- (3) 物品・資材購入費
- (4) 賃借料・役務・委託費等
- (5) 事務管理費（印刷・複写・通信・運搬費、事務用品費等）

3) 助成の対象とならない費用

- ①申請団体が公益法人・大学の場合は、当該団体に所属する常勤職員の人件費は助成の対象外とする。但し、アルバイト等の人件費は助成の対象とする。
- ②申請団体が公益法人・大学の場合は、当該団体の汎用的な機器（OA 機器、一般的ソフトウェア等）の購入費用は助成の対象外とする。

4) 支払時期

助成期間の初めに助成金を支給する。

ただし、助成活動の変更、中止、取消しなどが生じた場合、余剰金が生じた場合は返還してもらう。助成後に助成活動の変更、中止がある場合は、速やかに所定の書類の提出をお願いする。

5. 選定方法

1) 選定の方法

当面は、石西礁湖自然再生協議会で提案が行われている具体的活動の中から、石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会で助成対象者を選定する。

2) 選定の着目点

選定にあたっては以下の着目点を考慮して行う。

- ①石西礁湖周辺のサンゴ礁の保全・再生に対する有効性
- ②活動の必要性
- ③活動の実効性
- ④活動の拡がりや波及効果
- ⑤活動費用に対する効果
- ⑥活動予定者の能力、実績

6. 申請手続きと契約

1) 助成申請と決定

助成対象者は、助成対象者として選定された後、石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書を運営委員会の定める期間内に提出する。運営委員会は助成申請書の内容と助成額について審査した後、石西礁湖自然再生協議会の承認をもって助成を決定する。緊急を要する場合は、事後承認を求めるものとする。

2) 契約

助成対象者は、助成内容や助成額に同意できれば、石西礁湖サンゴ礁基金助成請求書を提出し、双方で確認した後、助成金の授受を行う。助成金額が100万円を超える場合は、基金助成金覚書を取り交わす。

3) 提出先

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会（事務局）

7. 活動の報告

1) 助成活動実績報告

助成対象者は、助成活動を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ）は、その日から1か月を経過した日までに、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動実績報告書を石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会に提出する。

2) 事業遅延の報告

助成対象者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに運営委員会に報告し、その指示を受ける。

＜石西礁湖サンゴ礁基金の助成を受ける手順＞

1. 助成金申請書の提出・審査

	手順	参考
申請者	1.1 申請書を提出 必要事項を記入した申請書を、基金事務局を通して基金事務局に提出する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第3条 様式1 その1～4
	1) 助成活動分野の選定 助成金の交付の対象となる活動(以下「助成活動」という)を選定する。	石西礁湖自然再生協議会 寄付金等細則 第4条 様式1 その1
	2) 収支予算内訳 助成金対象経費を別表より選択し、収支内訳を記載する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第3条 様式1 その3、その4〔別表〕
運営委員会	1.2 助成活動の決定 運営委員会では、以下の審査を行い、助成活動を及び支払申請書・助成金辞退書の提出期間を決定する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第5、6条
	1) 申請事項の審査 2) 助成活動の決定 3) 交付する助成額の決定	
	1.3 協議会への報告 基金の用途について決定した事項を協議会へ報告する。なお、緊急を要す場合は事後承認を得るものとする。	石西礁湖自然再生協議会規約 第12条 石西礁湖自然再生協議会 寄付金等細則 第5、12条
	1.4 助成活動の通知 運営委員会にて決定された助成活動について、助成金決定通知書により申請者に通知する。また、併せて支払申請書・助成金辞退書の提出期間を通知する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第5、6条 様式2

2.助成金支払請求書の提出・基金の拠出

	手順	参考
申請者	2.1 助成金支払請求書の提出 (1) 助成額が100万円以下の申請 助成金決定通知に同意し、助成金を受ける場合は、助成金支払申請書を基金事務局に提出する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第6条 様式3
	(2) 助成額が100万円を超える場合の請求 助成金決定通知に同意し、助成金を受ける場合で、助成額が100万円を超える場合は、助成金支払請求書と助成覚書を基金事務局に提出する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第6条 様式3, 4
	(3) 助成金を受けない場合 必助成活動が実行できない場合、または当該通知に係る助成決定の内容・付された条件を承諾しない場合は、助成金辞退届を基金事務局に提出する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第6条 様式5
基金事務局	2.2 基金の拠出 支払請求書に基づき、基金を拠出する。 また、協議会にて報告する寄付金等の収支についての報告書を取りまとめる。	石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則 第6、12条
運営委員会	2.3 協議会への報告 基金事務局のとりまとめた寄付金等の収支について協議会へ報告する。	石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則 第5、12条

⇒助成活動が助成解約条件に該当した場合 3.1 へ

⇒助成活動が変更となった場合 4.1 へ

⇒助成活動を中止・廃止する場合 4.2 へ

⇒助成活動が遅延した場合 4.3 へ

⇒助成活動が完了した場合 5 へ

3.助成の解約と助成金の返金

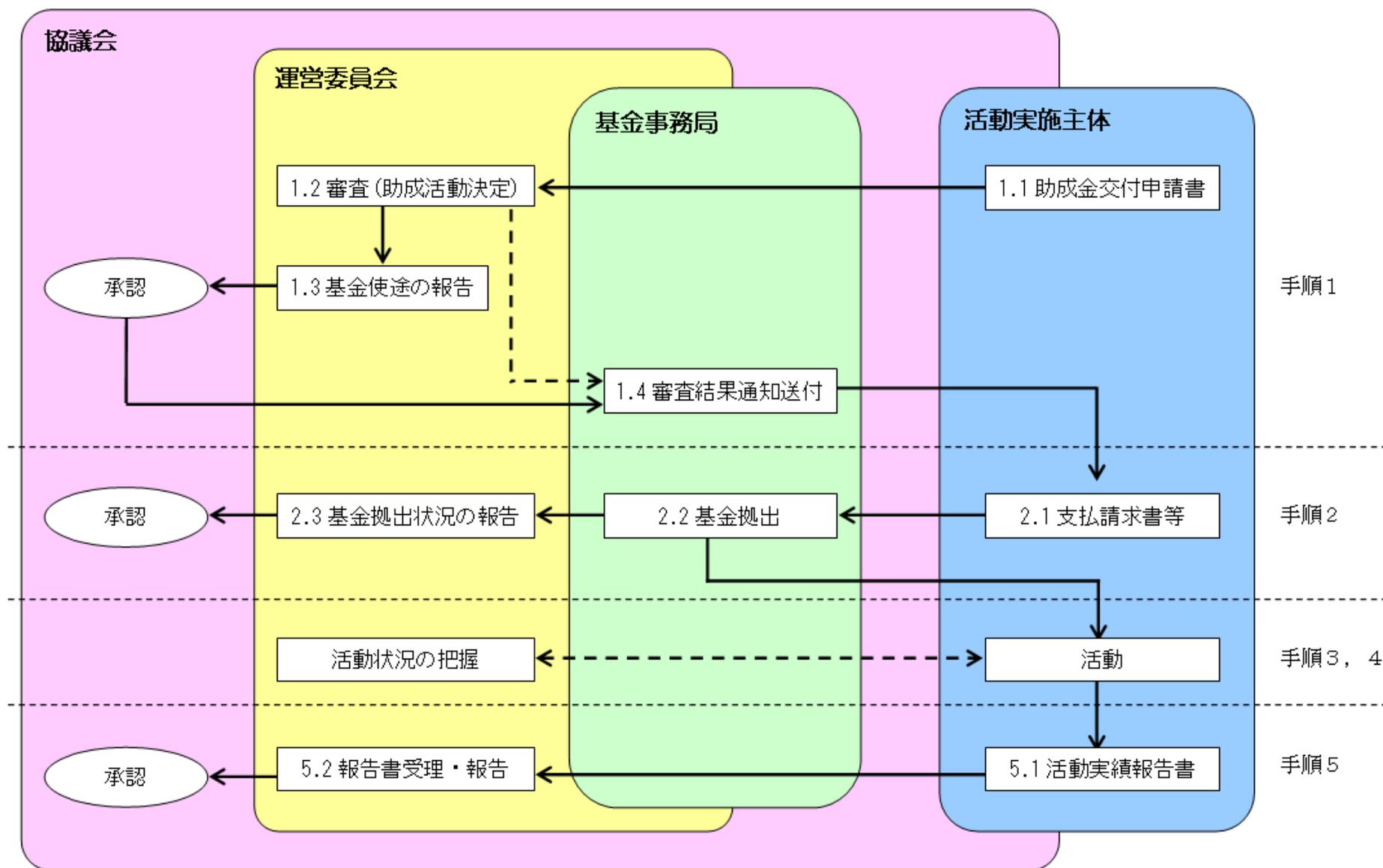
	手順	参考
運営委員会	<p>3.1 解約する助成の決定</p> <p>次に該当する場合には、運営委員会は、助成条件に基づき助成の解約を行うことができる。</p> <p>(1) 助成申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合</p> <p>(2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合</p> <p>(3) 助成活動の継続が困難と判断した場合</p> <p>(4) その他助成通知の内容に違反していると認められる場合</p>	<p>石西礁湖サンゴ礁助成規程 第7条</p>
	<p>3.2 解約する助成の通知</p> <p>解約を行う場合、助成金解約通知書により、助成対象者（申請者）に通知する。</p>	<p>石西礁湖サンゴ礁助成規程 第7条 様式6</p>
	<p>3.3 助成金の返金</p> <p>解約をした場合、当該解約に係る部分に関し既に助成金が支出されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p>	<p>石西礁湖サンゴ礁助成規程 第12条</p>

4.助成活動の変更、中止・廃止、遅延

	手順	参考
申請者	4.1 助成活動の変更 1) 助成活動計画変更承認申請書の提出 助成活動の内容の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合は、あらかじめ助成活動計画変更承認申請書を基金事務局に提出する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第8条 様式7-1
	2) 助成活動計画承認通知書による通知 助成活動計画変更承認申請書を承認するかを審査する。承認する場合は、助成活動計画変更承認通知書により助成対象者（申請者）に通知する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第8条 様式7-2
申請者	4.2 助成活動の中止・廃止 1) 助成活動中止・廃止承認申請書の提出 助成活動を中止・廃止しようとする場合は、あらかじめ助成活動中止・廃止承認申請書を基金事務局に提出する。⇒6.助成活動実績報告書の提出へ	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第9条 様式8-1
	2) 助成活動中止・廃止承認通知書による通知 助成活動中止・廃止承認申請書を承認するか審査する。承認する場合は、助成活動中止・廃止承認通知書により助成対象者（申請者）に通知する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第9条 様式8-2
申請者	4.3 助成活動の遅延 助成活動を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、基金事務局に速やかに報告する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第10条
	助成活動を予定の期間内に完了できない、又はその遂行が困難であるか審査する。	石西礁湖サンゴ礁助成規程 第10条

5.助成活動実績報告書の報告

	手順	参考
申請者	<p>5.1 実績報告書の提出</p> <p>助成対象者が助成活動を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ）は、その日から1か月を経過した日までに、助成活動実績報告書を基金事務局に提出する。</p>	<p>石西礁湖サンゴ礁助成規程</p> <p>第 11 条</p> <p>様式 9</p>
運営委員会	<p>5.2 実績報告書の受理・報告</p> <p>助成活動実績報告書の内容を確認し、事業の実施状況を把握する。また、助成活動実績報告書を協議会へ報告する。</p>	<p>石西礁湖自然再生協議会 寄付金等細則</p> <p>第 12 条</p>



石西礁湖サンゴ礁基金助成規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則第4条に基づき、石西礁湖自然再生協議会が石西礁湖サンゴ礁基金（以下「基金」という）を活用して石西礁湖自然再生事業に関する事業・取組を支援するために行う助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成活動）

第2条 助成の対象となる活動（以下「助成活動」という）は、石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則第4条（ただし、「(7) 本基金の運営、広報」を除く）に規定されるものとする。

（助成の対象となる経費）

第3条 助成の対象となる経費は、助成活動を行うために直接必要な経費であって、次の各号に掲げる項目に該当するものとする。

- (1) 謝金・賃金（構成員、常勤職員の賃金を除く）
- (2) 交通費
- (3) 物品・資材購入費
- (4) 賃借料・委託費・役務費等
- (5) 事務管理費（通信・運搬費、事務用品費等）
- (6) その他石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会（以下「運営委員会」という）が必要と認める経費

（助成金申請書の提出）

第4条 運営委員会は、期間を定め、助成を受けようとする者に、石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書（様式1）の提出を求めるものとする。

（助成活動等の決定及び通知）

第5条 運営委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る事項を審査の上、助成しようとする活動及び助成金の額を決定する。

2 運営委員会は、前項の決定内容を石西礁湖サンゴ礁基金助成決定通知書（様式2）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(助成金支払請求書の提出等)

第6条 運営委員会は、期間を定め、前条第2項により通知をした者(以下「助成対象者」という)に、石西礁湖サンゴ礁基金助成金支払請求書(様式3)の提出を求めるものとする。

2 前項で助成金額が100万円を超える場合は、併せて石西礁湖サンゴ礁基金助成覚書(様式4)を作成するものとする。

3 助成対象者が決定の通知を受けた後助成活動が実行できない場合、又は当該通知に係る助成決定の内容若しくはこれに付された条件を承諾しない場合は、運営委員会は、期間を定め、石西礁湖サンゴ礁基金助成金辞退届(様式5)の提出を求めるものとする。

(助成の解約)

第7条 次の各号の一に該当する場合には、運営委員会は、助成条件に基づき助成の解約を行うことができるものとする。

(1) 助成申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合

(2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合

(3) 助成活動の継続が困難と判断した場合

(4) その他助成通知の内容に違反していると認められる場合

2 運営委員会は、前項の規定による解約を行う場合には、石西礁湖サンゴ礁基金助成金解約通知書(様式6)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成活動の変更の承認)

第8条 助成対象者が助成活動の内容の変更をしようとする場合は、運営委員会は、あらかじめ石西礁湖サンゴ礁基金助成活動計画変更承認申請書(様式7-1)の提出を求めるものとする。

2 運営委員会は、前項の規定による石西礁湖サンゴ礁基金助成活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動計画変更承認通知書(様式7-2)により助成対象者に通知するものとする。

(助成活動の中止又は廃止の承認)

第9条 助成対象者が助成活動を中止し、又は廃止しようとする場合は、運営委員会は、あらかじめ石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認申請書(様式8-1)を提出させるものとする。

2 運営委員会は、前項の規定による石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認通知書(様式8-2)により、助成対象者に通知するものとする。

(事業遅延の報告)

第 10 条 助成対象者が助成活動を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、運営委員会は、速やかに報告を求めるものとする

(助成活動実績報告書の提出)

第 11 条 助成対象者が助成活動を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ）は、運営委員会は、その日から 1 か月を経過した日までに、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動実績報告書(様式 9)の提出を求めるものとする。

(助成金の返還)

第 12 条 運営委員会は、第 7 条第 1 項の規定による解約をした場合において、当該解約に係る部分に関し既に助成金が支出されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 2 月 19 日より施行する。

その2

〔活動計画〕

(目標)
(対象地域の状況・活動を行うこととなった背景) ○現状・問題点 ○活動の必要性・妥当性
(活動の実施方法)
(活動により期待できる効果)
(実施スケジュール)
(年次計画) …複数年度にまたがる活動の場合 (過去の実績を含む)

その3

〔収支予算内訳〕

		区 分	予算額(千円)	内 訳
収入の部	自己資金等			
	石西礁湖サンゴ礁基金助成金			
	総 額		千円	
支出の部	助成金対象経費	①謝金・賃金		(経費の区分は、別表の区分によること)
		②交通費		
		③物品・資材購入費		
		④賃借料・委託料・役務費		
		⑤事務管理費		
		⑥その他		
	小 計	千円		
自己資金等充当経費				
	小 計		千円	
	総 額		千円	

事務局記入欄

通し番号	受付年月日	受付担当者

その4

〔別表〕

経費の項目	経 費 の 内 容
①謝金・賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師・専門家等の招聘、原稿執筆にかかる謝金 ・非常勤スタッフ、アルバイトの賃金 ※役員・常勤職員・団体構成員への賃金は対象外 ※当該団体の常勤役員、有給の役員及び常勤職員への謝金は対象外
②交通費	航空機、鉄道、バス、船等を利用した場合の運賃及び宿泊費 （レンタカー等を利用する場合の経費は⑤借損料に計上）
③物品・資材購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な物品・資材等の購入費（機材、資材、備品、書籍） ・作業の際の茶菓、弁当等 ・燃料費（草刈機燃料等）
④賃借料・委託料・役務費等	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料：会場、車両、船舶、機械等の借料、ガソリン代等（運転に要する経費を含む） ・委託料：作業委託料等 ・物品等の運搬費：資材・アンケート郵送等の経費を含む （通常の郵便代は事務管理費に計上する） ・印刷費：報告書、レイアウト料、ポスター作成に係る印刷・製本費等 ・行事保険代（ボランティア保険等）
⑤事務管理費	事務用品費：消耗品文具類、コピー代等 通信費：電話代、FAX代、郵便料金、振込手数料等 郵送費 ※この費目に含める経費は、助成活動にかかる事務連絡に要する費用 ※事務所借料・光熱費等の恒常的経費は対象外
⑥その他	石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会が必要と認める経費

様式 2 (第 5 条関係)

石西礁湖サンゴ礁基金助成決定
通 知 書

平成 年 月 日

様

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会

平成 年 月 日付けで提出のあった石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書の活動については、下記のとおり決定したので、通知します。

これにより助成を希望する場合は、石西礁湖サンゴ礁基金助成金支払請求書を提出してください(助成金額が100万円を超える場合は、併せて石西礁湖サンゴ礁基金助成覚書を提出してください)。

なお、この決定の内容に同意し難い場合には、辞退届を提出してください。

記

- 1 助成活動名
- 2 助成対象経費及び助成金の額

千円

- 3 助成の条件

助成活動を行うに当たっての条件は、次のとおりとします。

- (1) 助成金を助成活動以外の用途に使用しないこと。
- (2) 活動の全部または一部を第三者に委託又は請負をさせないこと。ただし、石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書に予め記載し承認を得ている業務についてはこの限りではない。
- (3) 助成活動の内容の変更を行おうとするときは、助成活動計画変更承認申請書を運営委員会に提出すること。
- (4) 助成活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに運営委員会に報告し、その指示を受けること。
- (5) 助成対象者が助成活動を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認申請書を提出すること。
- (6) 助成活動を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに運営委員会に報告すること。

- (7) 助成活動を完了したとき、又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から1か月を経過した日までに、石西礁湖サンゴ礁基金助成活動実績報告書を運営委員会に提出すること。
- (8) 本助成による特許権及び著作権は、助成対象者に帰属するものとする。
- (9) 次の各号の一に該当する場合には、助成を解約し、支払い済みの助成金の返還を求めるとともに、未払いの助成金を支払わないことがある。
- ① 助成申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合
 - ② 助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
 - ③ 助成活動の継続が困難と当委員会が判断した場合
 - ④ その他本助成通知の内容に違反していると当委員会が判断した場合

様式3（第6条関係）

平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金
助成金支払請求書

平成 年 月 日

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会 殿

住所〒
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付けで決定通知を受けた助成活動について、助成の条件について承諾の上、下記のとおり助成金の支払いをお願いします。

記

1 助成活動名

2 助成金額

千円

3 助成金振込先

- (1) 銀行名
- (2) 支店名
支店コード（番号）
- (3) 口座種類 普通・当座（該当に○）
- (4) 口座番号
- (5) 口座（フリガナ口座名義）

※フリガナは通帳記載のものを正確に記入してください。

事務局記入欄

通し番号	受付年月日	受付担当者

様式4（第6条関係）

石西礁湖サンゴ礁基金助成覚書

石西礁湖自然再生協議会石西礁湖サンゴ礁基金（以下「甲」という）と _____
（以下「乙」という）とは、 _____ の助成について、下記の通り取り決める。

（目的）

第1条 甲は、上記の活動に対し、 _____ 円の助成をする。

（活動計画の遵守）

第2条 乙は、甲に提出した石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書に記載の活動計画及び事前に合意した収支予算に従い活動を実施しなければならない。

（期間）

第3条 本助成の期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

（助成金の支払い）

第4条 甲は、本活動の実施に要する助成金を、下記の通り支払う。

（年月日） _____ （金額） _____

（助成金の使途）

第5条 乙は、本助成金を本助成活動以外の用途に使用してはならない。

（委託・請負の禁止）

第6条 乙は、活動の全部または一部を第三者に委託又は請負をさせてはならない。ただし、石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書に予め記載し甲の承認を得ている業務についてはこの限りではない。

（助成活動の変更）

第7条 乙は、助成活動の内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ甲に対し別紙石西礁湖サンゴ礁基金助成活動計画変更承認申請書を提出し承認を受けなければならない。

（助成活動の中止又は廃止）

第8条 乙は、助成活動を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ甲に対し別紙石西礁湖サンゴ礁基金助成活動中止・廃止承認申請書を提出し承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第9条 乙は、助成活動を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(報告書の提出)

第10条 乙は、助成活動を完了したとき、又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から1か月を経過した日までに、別紙石西礁湖サンゴ礁基金助成活動実績報告書を甲に提出しなければならない。

(特許権及び著作権の帰属)

第11条 本助成による活動で得られた一切の特許権及び著作権は、乙に帰属するものとする。

(解約)

第12条 次の各号の一に該当する場合、甲は本覚書を解約し、支払済みの助成金の返還を求めるとともに、未払いの助成金を支払わないことができるものとする。

- (1) 助成申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- (3) 助成活動の継続が困難と判断した場合
- (4) その他乙が本覚書の各条項に違反した場合

(疑義の解決)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 石西礁湖自然再生協議会
石西礁湖サンゴ礁基金

乙

様式5（第6条関係）

平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金
助 成 金 辞 退 届

平成 年 月 日

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会 殿

住所〒
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付で通知を受けた石西礁湖サンゴ礁基金助成金については、下記のとおり辞退します。

記

1 助成活動名

2 助成決定通知書の受領年月日

平成 年 月 日

3 助成を辞退する理由

事務局記入欄

通し番号	受付年月日	受付担当者

様式6（第7条関係）

平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金
助成金解約通知書

平成 年 月 日

様

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会

平成 年 月 日付で通知した石西礁湖サンゴ礁基金助成決定については、石西礁湖サンゴ礁基金助成決定通知書、助成の条件(9)(石西礁湖サンゴ礁基金助成覚書第12条)に基づき、下記の通り解約するので、通知します。

記

1 助成活動名

2 助成対象経費及び助成金の額

千円

3 解約の理由

様式 7-1 (第 8 条関係)

平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金
助成活動計画変更承認申請書

平成 年 月 日

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会 殿

住所〒
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付で助成決定の通知を受けた助成活動について、下記のとおり
助成活動の内容の変更をしたいので、申請します。

記

1 助成活動名

2 助成活動の変更理由

3 助成活動の変更内容

4 助成金の額の変更

助成決定額 変更承認申請額 変更額
千円 千円 千円

(注) 別紙として、助成対象経費及び助成金の額の変更内容がわかる資料を添付してく
ださい。

事務局記入欄

通し番号	受付年月日	受付担当者

様式7-2 (第8条関係)

平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金
助成活動計画変更承認通知書

平成 年 月 日

殿

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会

平成 年 月 日付けで申請のあった助成活動計画変更承認申請については、
下記のとおり承認するので通知します。

記

1 助成活動名

2 助成活動の変更理由

3 助成金の額の変更

交付決定額

千円

変更承認申請額

千円

変更額

千円

様式 8 - 1 (第 9 条関係)

平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金
助成活動中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会 殿

住所〒
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付けで助成決定の通知を受けた助成活動について、下記のとおり助成活動を中止・廃止したいので、申請します。

記

- 1 助成活動名
- 2 助成活動の中止・廃止の理由
- 3 助成活動の実施状況

事務局記入欄

通し番号	受付年月日	受付担当者

様式 8 - 2 (第 9 条関係)

平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金
助成活動中止・廃止承認書

平成 年 月 日

殿

石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会

平成 年 月 日付で申請のあった助成活動の中止・廃止については、下記のとおり承認しますので通知します。

記

1 助成活動名

2 助成活動の中止・廃止の理由

様式 9 (第 11 条関係)

その 1

<p>平成 年度石西礁湖サンゴ礁基金 助成活動実績報告書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所〒 団体名 代表者名 印</p> <p>平成 年 月 日付で決定を受けた助成活動の実績について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
活 動 名									
活 動 分 野	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 攪乱要因の除去</td> <td style="width: 50%;">(5) 調査研究・モニタリング</td> </tr> <tr> <td>(2) 良好な環境創成</td> <td>(6) 活動の継続</td> </tr> <tr> <td>(3) 持続可能な利用</td> <td>(7) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること</td> </tr> <tr> <td>(4) 意識の向上・広報啓発</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 攪乱要因の除去	(5) 調査研究・モニタリング	(2) 良好な環境創成	(6) 活動の継続	(3) 持続可能な利用	(7) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること	(4) 意識の向上・広報啓発	
(1) 攪乱要因の除去	(5) 調査研究・モニタリング								
(2) 良好な環境創成	(6) 活動の継続								
(3) 持続可能な利用	(7) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること								
(4) 意識の向上・広報啓発									
活動の概要 (別紙に記入してください)									
別紙									
特記事項									
担当者氏名 (所属・役職)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">T E L :</td> </tr> <tr> <td></td> <td>F A X :</td> </tr> </table>		T E L :		F A X :				
	T E L :								
	F A X :								
助成金額	千円								

その2

〔収支決算内訳〕

	区 分	予算額(千円)	内 訳
収入の部	自己資金等		
	石西礁湖サンゴ礁基金助成金		
	総 額	千円	
支出の部	助成金対象経費	①謝金・賃金	
		②交通費	
		③物品・資材購入費	
		④賃借料・委託料・役務費	
		⑤事務管理費	
		⑥その他	
	小 計	千円	
自己資金等充当経費			
	小 計	千円	
	総 額	千円	

その3

〔当初計画（交付申請書）と実績の比較及び評価〕

当初計画との相違点（スケジュール、内容等）		
活動の効果、反省点、課題、今後の展望		

事務局記入欄

通し番号	受付年月日	受付担当者

実績報告書別紙

(石西礁湖サンゴ礁基金ホームページ掲載原稿用)

■助成対象者及び助成活動について

助成対象者名 (団体名又は個人名)	
活動名	
所在地	〒 TEL : FAX :
URL	http://
助成対象者の プロフィール	団体の設立経緯、目的等 (100 字程度)
活動分野	
助成金額	千円
助成活動の写真	(写真の説明文をそれぞれ 30 字程度で記入)

■活動の概要

1 活動の背景と目的
2 活動の概要
2 活動の結果と効果

記入例

様式 1 (第 4 条関係)

その 1

<p>石西礁湖サンゴ礁基金助成申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 4 月 1 日</p> <p>石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所：〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里 438-1 団体名：八重山オニヒトデ駆除グループ 代表者名 石西太郎 印</p> <p>下記の活動を行いたいので、助成を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
活 動 名	八重山海域におけるオニヒトデの駆除		
活 動 分 野	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> (1) 攪乱要因の除去 (2) 良好な環境創成 (3) 持続可能な利用 (4) 意識の向上・広報啓発 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> (5) 調査研究・モニタリング (6) 活動の継続 (7) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること </td> </tr> </table>	(1) 攪乱要因の除去 (2) 良好な環境創成 (3) 持続可能な利用 (4) 意識の向上・広報啓発	(5) 調査研究・モニタリング (6) 活動の継続 (7) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること
(1) 攪乱要因の除去 (2) 良好な環境創成 (3) 持続可能な利用 (4) 意識の向上・広報啓発	(5) 調査研究・モニタリング (6) 活動の継続 (7) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること		
活 動 の 目 的 及 び 概 要	<p>(趣旨・目的)</p> <p>現在、八重山海域において、オニヒトデが大発生している。貴重なサンゴ群集を守るため、海域を限定してオニヒトデを駆除する。</p>		
	<p>(活動の概要)</p> <p>貴重なサンゴ群集がある限定した海域において、オニヒトデ産卵期の前、かつ国の駆除予算が使えない時期に、オニヒトデ駆除を実施する。</p>		
	<p>申請金額</p> <p style="text-align: right;">2 0 0 千円</p>		
(特記事項)			

記入例

その2

〔活動計画〕

<p>(目標)</p> <p>特定された限定海域において、国の駆除予算が使えるようになるまでサンゴの被度を維持する。</p>
<p>(対象地域の状況・活動を行うこととなった背景)</p> <p>○現状・問題点</p> <p>現在、石西礁湖のみならず八重山海域全域においてオニヒトデが大発生しており、貴重なサンゴが食害を受け減少している。</p> <p>○活動の必要性・妥当性</p> <p>環境省や水産庁など国の予算によるオニヒトデ駆除が実施されているが、通常、国の予算は年度初めの4～5月に執行することは困難である。また、できればオニヒトデ駆除は八重山における主産卵期の6月前に実施することが好ましい。このため、本基金を活用して4～5月にオニヒトデ駆除を実施する。</p> <p>計画予算では大量のオニヒトデを駆除することはできないが、この活動を基金の広報として利用することにより、新たな募金が期待できる。</p>
<p>(活動の実施方法)</p> <p>重要海域を特定し、4～5月にオニヒトデ駆除を実施する。駆除活動はダイビング業者、漁業者が行う。予算金額は大きくないので、活動者は半ボランティアで参加する。</p>
<p>(活動により期待できる効果)</p> <ul style="list-style-type: none">・国の駆除予算が使えるようになるまでの間、貴重なサンゴ群集を守ることができる。・駆除活動を広報活動として位置づければ、新たな募金を期待できる。
<p>(実施スケジュール)</p> <p>4～5月に2回、特定海域におけるオニヒトデ駆除を実施する。</p>
<p>(年次計画) …複数年度にまたがる活動の場合(過去の実績を含む)</p>

記入例

その3

〔収支予算内訳〕

	区 分	予算額(千円)	内 訳
収入の部	自己資金等	0	但し、半ボランティアで活動する。
	石西礁湖サンゴ礁基金助成金	200	
	総 額	200千円	
支出の部	①謝金・賃金	100	5千円×10人×2回
	②交通費		
	助成金 ③物品・資材購入費	20	オニヒトデ収容袋、毒吸引器等
	対象 ④賃借料・委託料・ 経費 役務費	80	4万円×2回
	⑤事務管理費		
	⑥その他		
	小 計	200千円	
自己資金等 充当経費			
	小 計	0千円	
	総 額	200千円	